

ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策  
(国内制限措置の延長と一部変更)

2021年6月11日  
在ギリシャ日本国大使館

ギリシャ政府が国内制限措置を延長・一部変更しましたので、お知らせします。今回の措置の有効期間については、6月21日までとなっています。

■ 1 今回の延長に伴う主な変更点

(1) 夜間外出禁止時間帯を1時間緩和する(これまで午前0時30分から午前5時までの間だったところ、午前1時30分から午前5時までの間とする)。

(2) 飲食店(屋外)における音楽の禁止を解除する(立食の禁止については継続する)。

(3) アーケード式の施設で客席があり、出入口が2箇所、かつ自然な換気が確保されている飲食店における営業を許可する。

(4) 屋外コンサート会場・劇場等の観客数上限を緩和する。

- ・ 定員1,000名までの会場は、75%
- ・ 定員5,000名までの会場は、70%
- ・ 定員15,000名までの会場は、65%
- ・ 定員15,000名以上の会場は、10,000名まで

※ 上記(1)(4)については、事前のギリシャ政府発表では6月12日からの緩和とされていましたが、官報上では6月14日からの緩和とされています。

■ 2 参考事項

ギリシャ政府発表によれば、感染状況が許せば、7月1日から、以下の制限措置緩和を予定しているとのことです。

(1) ケータリング、レセプションの参加者数を300人まで可とする(現行措置では100人まで)。

(2) 深夜外出禁止の全面解除

■ 3 「制限措置の一覧」(当館作成資料)については、下記リンクからご確認ください。

[https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list\\_202106011\\_kokunai.pdf](https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list_202106011_kokunai.pdf)

■ 4 「制限措置の詳細と外出時の申告方法など」（当館作成資料）については、下記リンクからご確認ください。

[https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list\\_20210611\\_gaishutsu.pdf](https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list_20210611_gaishutsu.pdf)

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911

FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : [consular@at.mofa.go.jp](mailto:consular@at.mofa.go.jp)